

平成30年9月から 未就学児の 福祉医療費助成制度が変わります

資料No.4



未就学児の窓口負担をなくします(対象医療機関のみ)

現在の福祉医療費助成制度は、窓口負担後に助成していますが、平成30年9月から、0歳から6歳到達年度末(4月1日生まれは前月末日まで)の未就学児で、下記の一定条件に該当する場合は、窓口負担をなくす、現物給付方式となります。

条件(すべてに該当すること。一部例外あり。該当しない場合は従来どおりです)

- ・未就学児であること(0歳から6歳到達年度末(4月1日生まれは前月末日まで))
- ・志摩市・鳥羽市・伊勢市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町在住で、住所地の福祉医療の受給資格があること
(お住まいの市町が発行する福祉医療費受給資格証を持っていること。例:志摩市在住で、志摩市発行の資格証がある)
- ・志摩市・鳥羽市・伊勢市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町内の医療機関で、保険適用の医療費であること
- ・受診時に現物給付の受給資格証を提示すること
- ・国民健康保険加入の方で、高額な医療費が発生する場合は限度額適用認定証を提示すること
- ・保育所などで怪我をした場合など、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象でないこと



償還払い方式(従来)

医療費(保険適用分)を窓口負担し、
2~3ヶ月後に口座振込で助成を受ける
方式

現物給付方式

(平成30年9月受診分より)

医療費(保険適用分)を窓口負担せず、
その場で助成を受ける方式

現物給付用受給資格証の使い方

医療機関受診時、保険証と一緒に、資格証を窓口へ毎回提示してください。

- ・受給資格証(受診の度、毎回提示)
- ・保険証
- ・限度額適用認定証(入院等高額時のみ)

医療機関等の
窓口で提示

窓口負担なし



志摩市福祉医療費受給資格証 子ども		志摩市福祉医療費受給資格証 子ども 現物給付	
受給資格証 番号	シマ 太郎	公費負担番号	81240715
フリガナ	シマ 太郎	フリガナ	シマ 太郎
氏名	志摩 太郎	氏名	志摩 太郎
生年月日	平成 28 年 9 月 1 日	生年月日	平成 28 年 9 月 1 日
性別	男	性別	男
住所	志摩市阿久	住所	志摩市阿久
受給資格証(見本)		受給資格証(見本)	
保護者等氏名	志摩 次郎	保護者等氏名	志摩 次郎
有効期間	平成 30 年 9 月 1 日から 平成 31 年 8 月 31 日まで	有効期間	平成 30 年 9 月 1 日から 平成 31 年 8 月 31 日まで
交付年月日	平成 30 年 9 月 1 日	交付年月日	平成 30 年 9 月 1 日
発行機関名	志摩市長【公印】	発行機関名	志摩市長【公印】

現物給付方式の場合でも、健康診断や予防接種、入院時の個室代など保険適用外の費用や食事費用などは窓口負担となります。受診時に受給資格証の提示がない場合、窓口にて医療費をお支払いください。後日、医療機関に受給資格証を提示いただければ、償還払い方式で助成します。市外へ転出した等で、福祉医療の受給資格を喪失した後に誤って使用した(現物給付で助成を受けた)場合、市へ返金いただくことになります。

お問い合わせ

- 志摩市役所 保険年金課(1階 番窓口)
後期高齢者・福祉医療係
TEL: 0599-44-0213 FAX: 0599-44-5260